

「環境物品等の調達に関する基本方針」の改定案 (物品・役務変更箇所抜粋)

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

| | |
|-------|--|
| コピー用紙 | <p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-------|--|

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパ

ルプ

- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。
- 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \quad x_5 = 60, x_5 > 75 \quad x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \quad x_6 = 62, x_6 > 68 \quad x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m^2)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。
~~ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

| | |
|---------------|--|
| <p>フォーム用紙</p> | <p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|---------------|--|

| | |
|----------------------------|---|
| <p>インクジェットカラープリンター用塗工紙</p> | <p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|----------------------------|---|

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

~~ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~

【印刷用紙】

| | |
|---------------------|--|
| <p>塗工されていない印刷用紙</p> | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ．塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| <p>塗工されている印刷用紙</p> | |

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調

達方針に基づいて使用するパルプをいう。

- 4 「総合評価値」とは備考5に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

- 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 < x_1 < 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 < x_2 + x_3 < 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 < x_4 < 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 < x_5 < 75, x_5 = 60, x_5 > 75 \quad x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 < 10, x_6 = 10, 10 < x_6 < 20, x_6 = 20, 20 < x_6 < 30, x_6 = 30, x_6 > 30 \quad x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照)に示されたAランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合(%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合(%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量(g/m^2)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 6 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。
~~ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~
- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------------|--|
| <p>文具類共通</p> | <p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合は の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は の要件をそれぞれ満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p> |
| <p>ボールペン</p> | <p>【配慮事項判断の基準】 <u>— 文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、</u> 芯が交換できるこ</p> |

| | |
|--|----|
| | と。 |
|--|----|

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつくり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2.紙類」の「(2)古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インク等)のみを製品全体重量から除く。
- 11 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を製品全体重量から除く。
- 12 ダストブローに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234ze)等。
- 13 ダストブローに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。
- 15 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

1.6 「ボールペン」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成28年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--|--|
| <p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p> | <p>【判断の基準】</p> <p>大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては 及び の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は 及び 、木質の場合は 及び 、紙の場合は 及び の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は ア、紙が含まれる場合は イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>表1に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア．区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ．単一素材分解可能率が85%以上であること。</p> <p>ウ．表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p><u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア．再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</u></p> <p><u>イ．又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</u></p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏ま</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>え、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|--|--|

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率}(\%) = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

7.8 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、

JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

| | |
|---------|---------|
| 平均値 | 最大値 |
| 0.5mg/L | 0.7mg/L |

8.9 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

| 区 分 | 基準 |
|--------------------------|-----|
| 収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板 | 0.1 |
| 棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板 | 0.1 |

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

| 目 的 | 評 価 項 目 | 評 価 基 準 |
|------------|---|---|
| リデュース配慮設計 | 原材料の使用削減 | 原材料の使用量の削減をしていること。 |
| | 軽量化・減量化 | 部品・部材の軽量化・減量化をしていること。 |
| リサイクル配慮設計 | 再生可能材料の使用 | 再生可能な材料を使用していること。 |
| | 再生可能材料部品の分離・分解の容易化 | 再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 |
| | | その他の部品は容易に取り外しができること。 |
| 再生資源としての利用 | 合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。 | |

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . 画像機器等

5 - 6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----------|--|
| トナーカートリッジ | <p>【判断の基準】 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 トナーの化学安全性が確認されていること。 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| インクカートリッジ | <p>【判断の基準】 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 インクの化学安全性が確認されていること。 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以

- 下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
 - ア .「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
 - イ .「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
 - 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
 - ア .「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
 - イ .「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
 - 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
 - 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
 - 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
 - 7 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア .製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
 - イ .カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。
 - ウ .製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
 - 8 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業

者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクには、以下の の各物質が意図的に処方構成成分として添加されていないこと。

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書Iにより次のR番号の表示が義務付けられている物質以下のa~fの各物質。なお、dは別表1に示す物質、eはECHA REACH認可対象候補物質リスト（2012年6月18日時点）。

a. EC規則1272/2008のAnnex VI、表3.1のカテゴリ1A、1B、又は2に分類される発がん性物質

b. EC規則1272/2008のAnnex VI、表3.1のカテゴリ1A、1B、又は2に分類される変異原性物質

c. EC規則1272/2008のAnnex VI、表3.1のカテゴリ1A、1B、又は2に分類される生殖毒性物質

d. REACH規則のAnnex XIIIの基準に基づく、難分解性、生体蓄積性毒性物質（PBT物質）又はきわめて難分解性で高い生体蓄積性の物質（vPvB物質）

e. REACH第59条1項に記載のリスト（いわゆるSVHC候補リスト）に掲げられた特に警告されている物質

f. EC規則1272/2008のAnnex VIの表3.1又は3.2に基づき以下のHフレーズ又はRフレーズを伴う混合物のラベリングを要する、又は同種混合物分類の要求に合致する物質

H370(R39/23/24/25/26/27/28) 臓器を傷害する

H371(R68/20/21/22) 臓器を傷害する恐れがある

H372(R48/25/24/23) 臓器を傷害する

H373(R48/20/21/22) 臓器を傷害する恐れがある

• R40（発がん性の限定的な証拠がある）

• R45（発がん性がある）

• R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）

• R49（吸入すると発がん性がある）

• R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）

• R61（胎児に危害を与える可能性がある）

• R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）

• R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）

• R68（不可逆的な危害の可能性がある）

—EC理事会指令67/548/EECの付属書I及び1999/45/ECにより、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

— 1つ以上のアゾ基が分解されて別表4.2に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ．トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012」のAnnex Iにリストされた成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りではない。

イウ．トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウエ．トナー及びインクの SDS (安全データシート) を備えていること。

別表 1 REACH 規則の Annex XIII の判定基準を満たす PBT 物質又は vPvB 物質

| | 化学物質名 | CAS No. |
|----|--|------------|
| 1 | アントラセン油 (アントラセンペースト、アントラセン留分) | 91995-15-2 |
| 2 | アントラセン油 (アントラセンペースト、軽蒸留) | 91995-17-4 |
| 3 | ペンタクロロチオフェノール | 133-49-3 |
| 4 | アントラセン油 (アントラセン低含有) | 90640-82-7 |
| 5 | アントラセン油 | 90640-80-5 |
| 6 | アントラセン油 (アントラセンペースト) | 90640-81-6 |
| 7 | アントラセン | 120-12-7 |
| 8 | ペルクロロブタ - 1,3 - ジエン | 87-68-3 |
| 9 | シクロドデカン | 294-62-2 |
| 10 | テトラメチル鉛 | 75-74-1 |
| 11 | 重油留出物 (コールタール) | 90640-86-1 |
| 12 | ピッチ蒸留残油 (コールタール) | 92061-94-4 |
| 13 | クロロアルカン (C = 10 ~ 13) | 85535-84-8 |
| 14 | ヘキサブロモシクロドデカン | 25637-99-4 |
| 15 | 重油留出物 (コールタール) ピレン留分 | 91995-42-5 |
| 16 | 2,4 - ジクロロフェニル - 4' - ニトロフェニルエーテル | 1836-75-5 |
| 17 | ピッチ留出物 (コールタール) ピレン留分 | 91995-52-7 |
| 18 | オクタブロモジフェニルエーテル | 32536-52-0 |
| 19 | 1,1,1,3,3,3 - ヘキサブタン - 1 - イルジスタンノキサン | 56-35-9 |
| 20 | 1,2,3 - トリクロロベンゼン | 87-61-6 |
| 21 | 1,2,4 - トリクロロベンゼン | 120-82-1 |
| 22 | 高温コールタールピッチ | 65996-93-2 |
| 23 | 1,9,10,11,12,12 - ヘキサクロロ - 5 - オキソ - 4,6 - ジオキサ - 5 (4) - チアトリシクロ [7.2.1.0(2,8)] ドデカ - 10 - エン | 115-29-7 |
| 24 | 1,1,1 - トリクロロ - 2,2 - ビス (4 - クロロフェニル) エタン | 50-29-3 |
| 25 | r - 1,c - 2,t - 3,c - 4,c - 5,t - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン | 58-89-9 |
| 26 | 2,2,2 - トリクロロ - 1,1 - ビス (4 - クロロフェニル) エタノール | 115-32-2 |
| 27 | ペルクロロベンゼン | 118-74-1 |

別表 4.2 特定の芳香族アミン

| | 化学物質名 | CAS No . |
|----|----------------------------------|----------|
| 1 | 4-アミノジフェニル | 92-67-1 |
| 2 | ベンジジン | 92-87-5 |
| 3 | 4-クロロ-o-トルイジン | 95-69-2 |
| 4 | 2-ナフチルアミン | 91-59-8 |
| 5 | o-アミノアゾトルエン | 97-56-3 |
| 6 | 2-アミノ-4-ニトロトルエン | 99-55-8 |
| 7 | p-クロロアニリン | 106-47-8 |
| 8 | 2,4-ジアミノアニソール | 615-05-4 |
| 9 | 4,4'-ジアミノジフェニルメタン | 101-77-9 |
| 10 | 3,3'-ジクロロベンジジン | 91-94-1 |
| 11 | 3,3'-ジメトキシベンジジン | 119-90-4 |
| 12 | 3,3'-ジメチルベンジジン | 119-93-7 |
| 13 | 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | 838-88-0 |
| 14 | p-クレシジン | 120-71-8 |
| 15 | 4,4'-メチレン - ビス - (2 - クロロアニリン) | 101-14-4 |

| | | |
|----|-----------------|----------|
| 16 | 4,4'-オキシジアニリン | 101-80-4 |
| 17 | 4,4'-チオジアニリン | 139-65-1 |
| 18 | o-トルイジン | 95-53-4 |
| 19 | 2,4-トルイレンジアミン | 95-80-7 |
| 20 | 2,4,5-トリメチルアニリン | 137-17-7 |
| 21 | o-アニシジン | 90-04-0 |
| 22 | 4-アミノアゾベンゼン | 60-09-3 |

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）

本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関する SDS（安全データシート）

ウ．配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

9 . 家電製品

9 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------------------|--|
| 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|---------------------------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準 については、電気冷凍庫には適用しない。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 判断の基準 については、次のとおりとする。

- ア．定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- イ．定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 2728 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

| 区 分 | | | | 基準エネルギー消費効率算定式 | |
|----------------|-------------|------------|------------|--------------------------|--------------------------|
| 種 別 | 冷却方式 | 定格内容積 | 冷蔵室区画の扉の枚数 | | |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫 | 冷気自然対流方式のもの | | | $E=0.844 \times V_1+155$ | |
| | 冷気強制循環方式のもの | 300 リットル以下 | | $E=0.774 \times V_1+220$ | |
| | | 300 リットル超 | 1 枚 | | $E=0.302 \times V_1+343$ |
| | | | 2 枚以上 | | $E=0.296 \times V_1+374$ |
| 電気冷凍庫 | 冷気自然対流方式のもの | | | $E=0.844 \times V_2+155$ | |
| | 冷気強制循環方式のもの | 300 リットル以下 | | $E=0.774 \times V_2+220$ | |
| | | 300 リットル超 | | $E=0.302 \times V_2+343$ | |

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 34 号（平成 25 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 35 号（平成 25 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9 - 2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------------|--|
| <p>テレビジョン受信機</p> | <p>【判断の基準】 液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|------------------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

ブラウン管を有するテレビジョン受信機

産業用のもの

水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

ツーリスト向け仕様のもの

リアプロジェクション方式のもの

受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

ワイヤレス方式のもの

電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2 判断の基準 については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモピフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 7 判断の基準 については、[受信機型サイズが 39V 型以下のものは](#)、平成 2728 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

| 画素数 | 受信機型サイズ | 区 分 | | 基準エネルギー消費効率又は算定式 | |
|--------------|------------------|-----------------|--------------|------------------|------------|
| | | 動画表示 | 付加機能 | | |
| FHD | 19V型未満 | 液晶ノーマル | 付加機能を有しないもの | E=59 | |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=71 | |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=83 | |
| | | 液晶倍速 | 付加機能を3つ有するもの | E=95 | |
| | | | 付加機能を有しないもの | E=74 | |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=86 | |
| | 19V型以上 32V型未満 | 液晶ノーマル | 付加機能を2つ有するもの | E=98 | |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=110 | |
| | | | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+21 | |
| | | 液晶倍速 | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+33 | |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+45 | |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+57 | |
| | | 液晶4倍速又は プラズマ | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+36 | |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+48 | |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+60 | |
| | | 32V型以上 | 液晶ノーマル | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+72 |
| | | | | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+58 |
| | | | | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+70 |
| | 液晶倍速 | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+82 | |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+94 | |
| | | | 付加機能を有しないもの | E=6.6×S-126 | |
| | 液晶4倍速又は プラズマ | | 付加機能を1つ有するもの | E=6.6×S-114 | |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=6.6×S-102 | |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=6.6×S-90 | |
| 付加機能を有しないもの | | | E=6.6×S-111 | | |
| 付加機能を1つ有するもの | | | E=6.6×S-99 | | |
| 付加機能を2つ有するもの | | | E=6.6×S-87 | | |
| 液晶ノーマル | 付加機能を3つ有するもの | E=6.6×S-75 | | | |
| | 付加機能を有しないもの | E=6.6×S-89 | | | |
| | 付加機能を1つ有するもの | E=6.6×S-77 | | | |
| 液晶倍速 | 付加機能を2つ有するもの | E=6.6×S-65 | | | |
| | 付加機能を3つ有するもの | E=6.6×S-53 | | | |
| | 付加機能を有しないもの | E=44 | | | |
| その他の もの | 19V型未満 | 液晶ノーマル | 付加機能を1つ有するもの | E=56 | |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=68 | |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=80 | |
| | 液晶倍速 | 付加機能を有しないもの | E=59 | | |
| | | 付加機能を1つ有するもの | E=71 | | |

| | | | | |
|-----------------|------------------|-----------------|--------------|-------------|
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=83 |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=95 |
| | 19V型以上 32V型未満 | 液晶ノーマル | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+6 |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+18 |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+30 |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+42 |
| | | 液晶倍速 | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+21 |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+33 |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+45 |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+57 |
| | | 液晶4倍速又は プラズマ | 付加機能を有しないもの | E=2.0×S+43 |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=2.0×S+55 |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=2.0×S+67 |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=2.0×S+79 |
| | 32V型以上 | 液晶ノーマル | 付加機能を有しないもの | E=6.6×S-141 |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=6.6×S-129 |
| | | | 付加機能を2つ有するもの | E=6.6×S-117 |
| | | | 付加機能を3つ有するもの | E=6.6×S-105 |
| | | 液晶倍速 | 付加機能を有しないもの | E=6.6×S-126 |
| | | | 付加機能を1つ有するもの | E=6.6×S-114 |
| 付加機能を2つ有するもの | | | E=6.6×S-102 | |
| 付加機能を3つ有するもの | | | E=6.6×S-90 | |
| 液晶4倍速又は プラズマ | | 付加機能を有しないもの | E=6.6×S-104 | |
| | | 付加機能を1つ有するもの | E=6.6×S-92 | |
| | | 付加機能を2つ有するもの | E=6.6×S-80 | |
| | | 付加機能を3つ有するもの | E=6.6×S-68 | |

- 備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。
- 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
- 3 「動画表示」とは、次のものとする。
液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの
液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの
液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの
プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの
- 4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。
- 5 E及びSは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
S：受信機型サイズ
- 6 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9 - 3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|--|
| 電気便座 | <p>【判断の基準】</p> <p>— エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p><u>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

温水洗浄装置のみのもの

可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモピフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

2.4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3.5 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成2728年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4.6 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

7 判断の基準 については、平成 28 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、当該基準を適用しないこととする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 |
|----------------|--------------|-------------|
| 洗浄機能の有無 | 貯湯タンクの有無 | |
| 暖房便座（洗浄機能無し） | | 141 |
| 温水洗浄便座（洗浄機能有り） | 貯湯式（貯湯タンク有り） | 183 |
| | 瞬間式（貯湯タンク無し） | 135 |

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10 . エアコンディショナー等

10 - 1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------|--|
| エアコンディショナー | <p>【判断の基準】</p> <p>家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>上記以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p><u>家庭用のエアコンディショナーについては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</u></p> <p>— 業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>— 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>— 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>家庭用のエアコンディショナーにあつては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</u>業務の用に供するエアコンディショナーにあつては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|------------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kW(マルチタイプのものは50.4kW)を超えるもの

ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
スポットエアコンディショナー
車両その他の輸送機関用に設計されたもの
高气密・高断熱住宅用ダクト空調システム
冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
床暖房又は給湯の機能を有するもの
熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 判断の基準 及び配慮事項 については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

~~3-5~~ 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエテルをいう。

~~4-6~~ 判断の基準—については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

~~5—~~配慮事項—については、~~フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。~~

~~6—~~「地球温暖化係数」とは、~~地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。~~

7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

8 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 |
|-------------------|-----------|-------------|
| 冷房能力 | 室内機の寸法タイプ | |
| 3.2kW以下 | 寸法規定タイプ | 5.8 |
| | 寸法フリータイプ | 6.6 |
| 3.2kW超 4.0kW以下 | 寸法規定タイプ | 4.9 |
| | 寸法フリータイプ | 6.0 |

備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表 2 において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 |
|--|-----------------|-------------|
| ユニットの形態 | 冷房能力 | |
| 直吹き形で壁掛け形のもの | 4.0kW超 5.0kW以下 | 5.5 |
| | 5.0kW超 6.3kW以下 | 5.0 |
| | 6.3kW超 28.0kW以下 | 4.5 |
| 直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 3.2kW以下 | 5.2 |
| | 3.2kW超 4.0kW以下 | 4.8 |
| | 4.0kW超 28.0kW以下 | 4.3 |
| マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの | 4.0kW以下 | 5.4 |
| | 4.0kW超 7.1kW以下 | 5.4 |
| | 7.1kW超 28.0kW以下 | 5.4 |

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

| 形態及び機能 | 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 又は算定式 |
|-------------------------------------|----------------|---------------------|------------------------------|
| | 室内機の種類 | 冷房能力 | |
| 複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの | 四方向カセット形 | 3.6kW 未満 | E=6.0 |
| | | 3.6kW 以上 10.0kW 未満 | $E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$ |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | $E=6.0-0.12 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | $E=5.1-0.060 \times (A-20)$ |
| | 四方向カセット形 以外 | 3.6kW 未満 | E=5.1 |
| | | 3.6kW 以上 10.0kW 未満 | $E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$ |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | $E=5.1-0.10 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | $E=4.3-0.050 \times (A-20)$ |
| マルチタイプのも で室内機の運転を個 別制御するもの | | 10.0kW 未満 | E=5.7 |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | $E=5.7-0.11 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 40.0kW 未満 | $E=5.7-0.065 \times (A-20)$ |
| | | 40.0kW 以上 50.4kW 以下 | $E=4.8-0.040 \times (A-40)$ |
| 室内機が床置きでダ クト接続形のもの及 びこれに類するもの | 直吹き形 | 20.0kW 未満 | E=4.9 |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | E=4.9 |
| | ダクト形 | 20.0kW 未満 | E=4.7 |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | E=4.7 |

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：年間エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基
づく経済産業省告示第 213 号（平成 21 年 6 月 22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方
法(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）
に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| ガスヒートポンプ式冷暖房機 | <p>【判断の基準】 期間成績係数が表に示された区分ごとの数値1.07以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|---------------|--|

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

2 期間成績係数については、[JIS B 8627-2:2015](#) 又は [JIS B 8627-3:2015](#) に規定する方法により測定するものとする。

2-3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表—ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

| 区分 | 成績係数の種類 | 成績係数 |
|----------|---------------------|------|
| JIS適合機種 | 期間成績係数 (APF) | 1.42 |
| JIS適合外機種 | 一次エネルギー換算成績係数 (COP) | 1.15 |

備考) 1—期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1:2006 による。

2—一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

3—冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2:2000 又は B 8627-3:2000 の規定する方法により測定する。

4—冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

1 1 . 温水器等

1 1 - 1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------------|---|
| ヒートポンプ式 電気給湯器 | <p>【判断の基準】 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|------------------|---|

備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする（単位：kW）

別表 定格加熱条件

| 項目 | 定格加熱条件（単位： ） |
|-------------|--------------|
| 外気温度（DB/WB） | 16/12 |
| 給水温度 | 17 |
| 出湯温度 | 65 |

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位： ）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位： ）

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく

は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 判断の基準 は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

~~7 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器の判断の基準 については、平成 27 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 25 年 2 月 5 日閣議決定)のヒートポンプ式電気給湯器に係る判断の基準 を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。~~

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

| 想定世帯 | 貯湯容量 | 仕様 | 保温機能 | 貯湯缶数 | 基準エネルギー消費効率 |
|---------------|------------------------|----------------|------|------|-------------|
| 標準 (4人世帯) | 240リットル未満 | 寒冷地仕様 以外のもの | 有 | 一缶 | 2.8 |
| | | | | 多缶 | 2.4 |
| | | | 無 | 一缶 | 3.0 |
| | | | | 多缶 | 2.6 |
| | | 寒冷地仕様 | 有 | 一缶 | 2.3 |
| | | | | 多缶 | 2.0 |
| | | | 無 | 一缶 | 2.6 |
| | | | | 多缶 | 2.3 |
| | 240リットル以上 320リットル未満 | 寒冷地仕様 以外のもの | 有 | 一缶 | 2.8 |
| | | | | 多缶 | 2.8 |
| | | | 無 | 一缶 | 3.2 |
| | | | | 多缶 | 2.8 |
| | | 寒冷地仕様 | 有 | 一缶 | 2.3 |
| | | | | 多缶 | 2.0 |
| | | | 無 | 一缶 | 2.7 |
| | | | | 多缶 | 2.3 |
| | 320リットル以上 550リットル未満 | 寒冷地仕様 以外のもの | 有 | 一缶 | 3.3 |
| | | | | 多缶 | 2.8 |
| | | | 無 | 一缶 | 3.2 |
| | | | | 多缶 | 2.8 |
| | | 寒冷地仕様 | 有 | 一缶 | 2.7 |
| | | | | 多缶 | 2.3 |
| | | | 無 | 一缶 | 2.7 |
| | | | | 多缶 | 2.3 |
| 550リットル以上 | 寒冷地仕様 以外のもの | 有 | 一缶 | 2.9 | |
| | | | 多缶 | 2.5 | |
| | | 無 | 一缶 | 2.9 | |
| | | | 多缶 | 2.5 | |
| | 寒冷地仕様 | 有 | 一缶 | 2.4 | |
| | | | 多缶 | 2.1 | |
| | | 無 | 一缶 | 2.5 | |
| | | | 多缶 | 2.2 | |
| 少人数 (2人世帯) | - | 寒冷地仕様 以外のもの | 有 | - | 2.4 |
| | | | 無 | - | 2.8 |
| | | 寒冷地仕様 | 有 | - | 2.0 |
| | | | 無 | - | 2.4 |

- 備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
- 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

13. 自動車等

13-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----|---|
| 自動車 | <p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 水素自動車 クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） 乗用車・小型バス</p> <p>ア．ガソリン自動車 乗用車にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車</p> <p>小型貨物車</p> <p>ア．ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>重量車</p> <p>ア．乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあつては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>ウ．車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>LPガス自動車</p> <p>ア．乗用車にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> |
|-----|---|

【配慮事項】

エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。

鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。

資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

再生材が可能な限り使用されていること。

植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

— アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。

— エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。

3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

4 配慮事項 については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7.8 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

8.9 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

13 - 3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|---|
| 乗用車用タイヤ | <p>【判断の基準】 転がり抵抗係数が9.0以下であること。 スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|---------|---|

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234 による。
- 3 判断の基準 については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準 は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

15 . 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| 制服 作業服 | <p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>ウ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．植物を原料とする<u>生分解性</u>の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、<u>バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u></p> <p>イ．植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること</p> <p><u>ウイ．植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|---------------|--|

| | |
|----|--|
| 帽子 | <p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|----|--|

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

~~3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。~~

4.5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

5.6 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

~~6.7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。~~

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

7.8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8.1.0 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

- ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。
- イ．JIS L 0217 又はJIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

制服又は作業服にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

帽子にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16 . インテリア・寝装寝具

16 - 1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-------------------------|---|
| <p>カーテン 布製ブラインド</p> | <p>【判断の基準】</p> <p>— 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>—ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>—イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>ウ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p><u>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>—ア. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>—イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| <p>金属製ブラインド</p> | <p>【判断の基準】</p> <p>日射反射率が表に示された数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの

をいう。

- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

- ~~3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。~~

- 4.5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

- ~~5.7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。~~

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

- ~~6.8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）等を再生した繊維をいう。~~

- ~~7.9 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。~~

- ~~8.1.0 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。~~

- ~~9.1.1 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。~~

表 日射反射率の基準

| 明度 L*値 | 日射反射率 (%) |
|----------------|-----------|
| 70.0 以下 | 40.0 |
| 70.0 超 80.0 以下 | 50.0 |
| 80.0 超 | 60.0 |

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド、及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする。

16 - 2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---|--|
| <p>タフテッドカー ペット</p> <p>タイルカーペッ ト</p> <p>織じゅうたん</p> | <p>【判断の基準】 未利用繊維、<u>リサイクル故繊維から得られる</u>繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| <p>ニードルパンチ カーペット</p> | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 未利用繊維、<u>リサイクル故繊維から得られる</u>繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．植物を原料とする<u>生分解性</u>の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、<u>かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</u> イ．植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ウイ．植物を原料とする<u>非生分解性</u>の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、<u>かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リクター等）等を再生した繊維をいう。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された繊維をいう。

~~3~~ 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維

~~をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。~~

~~4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。~~

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

~~7 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。~~

~~8.7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。~~

8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

16 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|----|--|
| 毛布 | <p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| ふとん | <p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>イ．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>ウ．再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</u></p> <p>使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p><u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-----|---|

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

3-5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

4-6 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5.7 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

6.8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

7.9 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

(2) 目標の立て方

毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

16 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|--|
| ベッドフレーム | <p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合はの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合はイの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|---------|--|

| | |
|--------------|--|
| <p>マットレス</p> | <p>【判断の基準】 詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 <u>イ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u> <u>詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、イ．植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</u> — <u>フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</u> — <u>材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</u> — <u>ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</u></p> <p>【配慮事項】 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|--------------|--|

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

5 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

6 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

7 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

8 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサ

イクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

7.9 放散速度が 0.02mg/m³ h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F 級の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

| 平均値 | 最大値 |
|---------|---------|
| 0.5mg/L | 0.7mg/L |

8.1.0 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

1.1 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9.1.2 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）

4.0.1.3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

4.1.1.4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4.2.1.5 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

4.3.1.6 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

4.4.1.7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

~~原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

17. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|--|
| 作業手袋 | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。） 漂白剤を使用していないこと。</p> |
|------|--|

- 備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

18. その他繊維製品

18-1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------|---|
| 集会用テント | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| ブルーシート | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

3-5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4.6 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

18 - 2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-------|--|
| 防球ネット | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>ウ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u> ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、<u>繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-------|--|

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

3-5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若し

くは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4.6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

5.8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18-3 旗・のぼり・幕類

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------------------|---|
| <p>旗 のぼり 幕</p> | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>ウ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u> 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、<u>かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</u></p> <p>【配慮事項】 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|------------------------|---|

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

4 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

4.6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

5.8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18 - 4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----|--|
| モップ | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-----|--|

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

20 . 災害備蓄用品

20 - 3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|---|
| 毛布 | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、製品に使用される繊維には、</u>可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| 作業手袋 | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 漂白剤を使用していないこと。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>テント</p> | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <u>再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
| <p>ブルーシート</p> | <p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

3-5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。

4-6 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5-7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

6-8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若し

くは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7.9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8.1.0 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

9.1.1 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

2 2 . 役務

2 2 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|----|--|
| 印刷 | <p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 ></p> <p>印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>表 1 に示された B、C 及び D ランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>印刷の各工程において、表 2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>< 個別事項 ></p> <p>オフセット印刷</p> <p>ア．植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未滿の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ．インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>デジタル印刷</p> <p>ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> |
|----|--|

| | |
|--|--|
| | 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 |
|--|--|

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>及びの印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準<共通事項>の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア．Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ．AまたはBランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ウ．CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

| インキの種類 | 植物由来の油含有量比率 |
|-----------------------------|------------------|
| 新聞オフ輪インキ | 30%以上 |
| ノンヒートオフ輪インキ | 30%以上 |
| 枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ) | 20%以上 (10%以上) |
| ビジネスフォームインキ | 20%以上 |
| ヒートセットオフ輪インキ | 7%以上 |
| 各種 UV インキ | 7%以上 |

- 8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 9 判断の基準<共通事項>及び配慮事項については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断の基準<個別事項>イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア．印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月

1日改訂)に適合していること。

イ．特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ．特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること。)

1 2 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

1 3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

~~ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~

2 2 - 1 2 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------------|---|
| <p>飲料自動販売機設置</p> | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 表 2 に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> |
|------------------|---|

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- 商品が常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
- 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
- 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

3 判断の基準 については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するもの

については適用しないものとする。

4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準 において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

5 判断の基準 の冷媒については、[紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機のうち、平成 28 年 12 月 31 日までに製造された自動販売機](#)には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。

6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

[7 判断の基準 については、リユース部品を使用している自動販売機には適用しないものとする。](#)

~~7.8~~ 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

~~8.9~~ 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

~~9.1.0~~ 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準 で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

~~10.1.1~~ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
- ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

| 区 分 | | 基準エネルギー消費効率の算定式 | |
|-----------|--------------------------------|--|------------------|
| 販売する飲料の種類 | 自動販売機の種類 | | |
| 缶・ボトル飲料 | コールド専用機又はホットオアコールド機 | $E=0.218V+401$ | |
| | ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm未満のもの) | $E=0.798Va+414$ | |
| | ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm以上のもの) | 電子マネー対応装置のないもの | $E=0.482Va+350$ |
| | | 電子マネー対応装置のあるもの | $E=0.482Va+500$ |
| 紙容器飲料 | Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの) | コールド専用機 | $E=0.948V+373$ |
| | | ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの) | $E=0.306Vb+954$ |
| | | ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの) | $E=0.630Vb+1474$ |
| | Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの) | コールド専用機 | $E=0.477V+750$ |
| | | ホットアンドコールド機 | $E=0.401Vb+1261$ |
| カップ式飲料 | - | $E=1020[T \ 1500]$ $E=0.293T+580[T>1500]$ | |

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb及びTは、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)
- V : 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位:L)
- Va : 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)
- Vb : 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)
- T : 調整熱容量(湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値)(単位:kJ)
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第289号(平成19年11月26日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

| 目 的 | 評 価 項 目 | 評 価 基 準 |
|-------------|---|--|
| リデュース(省資源化) | 使用資源の削減 | 製品の質量を削減抑制していること。 |
| | 再生材の使用 | 再生材の使用を促進していること。 |
| | 製品の長寿命化 | オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。 |
| | | 製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 |
| 消費電力量の削減 | 修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。 | |
| リユース(再使用化) | リユース部品の選定 | リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。 |
| | 製品での配慮 | リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。 |
| | 部品のリユース設計 | リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。 |
| リサイクル(再資源化) | 材料 | リサイクル可能な材料を選択していること。 |
| | | プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。 |
| | 分解容易性 | リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。 事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。 |

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

2 2 - 1 3 引越輸送

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|---|
| 引越輸送 | <p>【判断の基準】</p> <p>梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ．エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>ウ．大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。又は再生材料の使用に係る取組がなされていること</p> <p><u>梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること</u>、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>— 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア．エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（経済産業省・国土交通省告示第2号（平成26年1月17日）」を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ．低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ．輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ．エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ．道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ．自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p> |
|------|---|

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

- 2 判断の基準 は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
- 3 判断の基準 及び配慮事項— は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月)に基づく運転をいう。
(参考) ふんわりアクセル『eスタート』 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 減速時は早めにアクセルを離そう エアコンの使用は適切に ムダなアイドリングはやめよう 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう タイヤの空気圧から始める点検・整備 不要な荷物はおろそう 走行の妨げとなる駐車はやめよう 自分の燃費を把握しよう
- 5 判断の基準 イの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む。)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 6 判断の基準 ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 7 配慮事項 の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 8 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8.1.0 配慮事項— イの低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「1.3 - 1 自動車」を対象とする。
- 9.1.1 配慮事項— ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
ア．エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
ウ．輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 4.0.1.2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア．引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者(廃棄物処理法施行規則第 2 条第 1 項及び第 2 条の 3 第 1 項に該当するものを含む。)に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(同法施行規則第 9 条第 1 項及び第 10 条の 3 第 1 項に該当するものを含む。)にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄

物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。

- イ．引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
- ウ．廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

| | |
|---------------------------|--|
| 【点検・整備の推進体制】 | |
| | 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。 |
| | 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。 |
| 【車両の適切な点検・整備】 | |
| | 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 |
| | 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 |
| | フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。 |
| 【自主的な管理基準による点検・整備】 | |
| | （エア・クリーナ・エレメント関連） |
| | エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| | （エンジンオイル関連） |
| | エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| | エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| | （燃料装置関連） |
| | 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| | （排出ガス減少装置関連） |
| | 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |

| |
|--|
| (その他) |
| タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。 |
| トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |
| デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 |

注：「 」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「 」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。